



剌反

祝詞略解

久保季茲著

三

特別
イ 4
3163
167(3)



貴
14
3163
167(3)

祝詞略解三之卷

久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂



久度古開 考云大和より今の平野へ遷り奉りたまひし事
へ上にいづ○久度神社を神名式に平群郡に出づ今も同
郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ
里ありてその氏神と齋ふ社を此皇神ぞと國人云つ古開
は何所にや古くも今も考ふべきものなし文徳實錄より
此方紀どもに皆久度古開とつゞけて神位も均しきハ同
じ所に齋ひたまふハ然れども此祝詞に二所の宮とあれ
ば本異所にハ在けんさて文徳實錄にのみ古關とありて
三代實錄より江家次第抄までハ古開とあきば多きに從



ひて今も開と書つ且訓えあきあききり又古開の二字假
名にて異訓あるかどく考得がぬ○講義云式に大和
國平群郡久度神社これなり續紀に延暦二年十二月丁未
大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月
に今木大神より從四位上に叙せられ玉へるに依て此
にも奉られたるものなり然れば神託に依て平野に遷座
別なりける是より後は神位を平野よて受させ玉ふと見
えたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉
授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有とも
て知るべし○祭神は御竈神也その證は日本紀略天德四年十一月八日
日餘に今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍
權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂竈一

口也各有臺長櫃等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別
別屋也安置之後宮主申祝詞と見えたる平野云々にて又
中右記寛治八年十一月三日條にも内膳司御竈神三所也一所平重件
美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所
忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とある是
ふり云々○和名抄に竈後穿也和名久度とあり云々久
度ハ凹處の意にて鍋を懸る所を云なり然れを其土にて
築固めたるをへッヒとひ其炊爨の用をなす所を久度
とはひふみりけりさて平野に祀る所の久度神ハ所祭忌
火庭火の皇神等にて御靈實ハ釜と竈とよ御座坐りと見
ゆ云々記傳に内膳司なる竈神ハ即ち竈と神と稱る也と
云れたるハ然る事みおら右の三の御竈と今云上に中右記を引て云る

平野忌火庭神体として紀略に平野謂釜二口也とある其
火の三なり神の一と忌火神と稱へ玉ひし者みるは其へ
ツヒの神ハ忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神ハ釜
神にて煮炊する用を主る神に在ること疑なかるべきも
の也忌火神ハ大炊寮齋火武主比神と記せれば總ての火
る時お用る所の火神ハ庭は場あて物を煮もし炊もを
にて体用の差なり○古開神ハ云々いと畏けれど若く
ば古閉にて古釜を祀まゝ社ならむり釜ハ物成盛る器の
名にて此の御食を炊く釜と祭れる也と思ひて考ふるに
叶はず字ハ古閉にて布瑠御魂大神あること下に云るは
如し云々○布留閉てふ言の因て起る所ハ既にも引る天
皇本紀云々天孫本紀云々布都御魂神と共に石上邑に鎮
り定ま給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式に大

和國山邊郡石上布留御魂神社と申すよて著りけり
さて十一月は鎮魂祭といふ事あるは右の十種神寶
の御魂とよす布留御魂神と招請り給ひて御靈振の神事
を物し玉ふが故に鎮魂祭の字を四時祭式にオホムタマ
フリと訓て云々今云是等の事ハ鎮魂の條に云へば爰に
と多かれハ解難きこそ布留閉ハ可鎮にて用言なれを布留と
のみ云て事足れるを心得ず思ふもあるべけれど布留と
申すは十種神寶の本体の名なり布留部と申すは鎮魂の
神事を爲て御魂招爲ることなれば何り妨あらむ云々此
等を合略て古開神ハ布留御魂神と思ひ定めたるも今
木神の布都御魂神なるが別ある御由緒に依なら同じ
平野の相殿に並鎮り坐ける事豈少縁の事ならむや

定奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同し云ひざまなる
お今此に此文の義を得たりそは乞給比之任爾より受る
結びなるお故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
所とハ異なりさるハ神の所を指し定めて云々此所に鎮
坐むと神託のありけるに依てそと承諾ひ奉りて宮柱太
敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るをもて定奉氏とハ云
へり云々豊受宮儀式帳にも宮定齋仕奉始支とあり大御
神の御悟を得て豊受大神さるは風神祭詞よ吾宮者朝日
を齋仕奉ることを云り
乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者定
奉氏君前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
柱定奉互此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
乞給へる任に宮造奉ると定奉といひ御諭なくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉と申す例と見ゆそハ天社國社と
をにつけて索れハ數多あり但し風神は右の稱辭竟奉など心
玉ふに依て文中に定奉互とあるを首に立田爾稱辭竟奉
皇神乃前爾白久と他例を用たるハさるハ神の此所ぞと
未其神託の事を云ざるが故なり
御諭坐す所は神の御心に欲したまふ地なきは慥に定奉
と實に云べき理なるが顯明より定めたる宮所ハ實に神
の御心に叶えせ玉ふや否や測り奉ることの恐死に依て
おほらうに稱辭竟奉るとハ申すなり○今按に此說穿鑿
に過とるお如くなまどいと委しくめづらうければ掲
げつ尙考ふべきなり○さて平野神社祭神のことハ諸書
に今木は日本武尊源氏久度久仲哀天皇平氏古開は仁德
天皇高階相殿比賣神ハ天照大神大江など云へれど皆當
らぬ說なること講義に委しく辨へたるお如くせれどそ

ハ甚長ければ引出ず又同書に祭神を考へ云、ること上
大凡記せる如く但し相殿、姫神の此は然もやとも聞ゆき
と猶思ふに古開を古開と書る縁もなく又竈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねば確に定べきに
あらざま九近藤芳樹の大祓執中抄に文德實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島竈神齋火武主比命庭火皇神
並授從五位下まも天安元年四月癸酉有勅大炊寮大八島
竈神内膳司忌火庭火神並奉授從五位下まも三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火
武主比命神内膳司從五位下庭火皇神並授從五位上同九
年正月廿六日丁卯授内膳司從五位上庭火皇神從四位下
など見えとる大八島竈神も忌火神も庭火神も共に竈と

以て神として御位を授けられたる物なりけり云々文德
實錄のこどく大炊寮より大八島内膳司に忌火庭火はおは
しまゝなるべし云々是と祭らるゝ事の證宮内省式に
御並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野御窖神料雜物云
々大藏省式も此文見もとあるにて知られたり偕この式に平野と
云ふ即ち大八島竈の事なり云々神名式に平野祭神四
座云々文德實錄仁壽元年十月乙卯の件に遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
久度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
正五位下乃御冠爾上奉云々と見えぬ神等の御事にて
其内なる久度神が即御竈神にて云々但し同竈の内にも
後に穴有て煙の立昇るやうに作れると久度と云この久

度の竈を古くハ大八島と云り云々竈を八島と云はもと
平野御竈の名にて朝家のみの稱なりハに色葉和難抄に
大嘗會れ行幸にもかまのわとるをばやしまのわゑると
云ふりと云れば平野に限らず忌火庭火の御竈をも後に
ハ一に推籠て八島と云たりハ民間までも及て凡ての
竈のことハ成りハと思はれゑまど誠は竈のあるハ八島
かり云々中右記の寛治八年十一月十一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云々内膳司御竈神
三處也一所平野件、癸、御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云々陰陽寮式に庭火並平野御竈神祭坐内膳司神
座十二前各六云々右毎月癸日之中擇其吉日祭とわきば

平野のみならず庭火も兼て癸日の御祭の行はるハ事知
べハ癸日に祭るハ云々五行説に依て始ゑる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に忌火、御竈には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時のと用らるハ御竈なる故に陰陽家の漢祭
をば用ひ玉ハざるなりさて忌火の神今食奉仕の神なる
ハ付て思ふに今食ハ今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべハ云々今木大神ハ即ちこの忌火御竈を祭るに
やあらむ然るに八島をば上件に云りハ如く平野とも稱
るを忌火をば然云ハ事の聞えぬハ大内にてハ忌火ハ異
なる御竈として忌清めらるハ故に旨とある方の忌火と
いふ御名のみ傳はりて今木といふ御名ハ傳はらぬにや
あらむ云々平野御竈ハ日本紀略永觀元年十月一日の件

よ内膳司平野庭火御竈釜被盜取了とあり是上件に引る
中右記に圓融院御時爲人所盜取と見えたと同時の事
なり云々庭火へ内膳屋の庭内に居て御饌物を焚調ふる
竈なる故に此名あるにやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇太后宮令同興給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件に亥刻有院廳始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之また山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
々新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以内裏御竈神奉渡院内膳者可
有_レ其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有事之忌由所存

也云々まゝ黄葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有之脱屣以後院司參向自内膳屋可奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件に坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被奉渡新院了
などある御生涯聞食す御饌と焚く竈のことにてこき庭
火ありけりさきば庭火のとは御一代に一は必ぞ鑄造ら
るゝ物あるにや云々平野社は上件に云如く第一第二の
神殿ともに御竈の御靈と祭れるにやと覺しければ第三
の神殿ふる古開神も若くは此庭火の御靈にあらぬよ
や御名義庭火御竈へ天子御一代に一箇づゝ必造らるゝ
例ふる故に崩御の後はその御代の庭火と別所に藏めおく
是と古開といふ歟古は舊ならむ開へ用なき器とアキモ

ノと云アキにて空器のこと也然きども此は決してハ云難
く云々以上執中抄抄出とあり此説最委しくて實にとおほゆれ
ど猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
なりとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食と
名とせむと如何あらむまた古開の考も然るまどなき
ど御一代一箇づゝなきば數十の御竈のあらむを悉く平
野の三殿に藏めらるべくもあらず又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火とて祭らるゝと殊更よ奈良田村また平
群郡あどに祭らまむこと其由縁さだりならず但し淳仁
天皇光仁天皇などの龍潜の御時神託にふりて祭りたま
へるならむりともいふべく又古開も御代々々のを悉く
納むるにはあらま其先御代のならむとも云べけれど猶

いたく覺束なく且田村の今木神ハさも云つべけきと平
群郡に久度神とば何の由縁ありて祭られけむ此は遂に
悟り得難し然ればあ祭神のことハ今妄に定め難くお
もへを猶物よく知らむ人の定めを待つのみまた相殿比
咩神は講義に大宮能賣命亦名宇受賣命なりとせりこは
此神は猿女祖よて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄にハ大戸比賣神古事記に諸人の持齋とせりこは餘
竈神なりとあり
の三神の竈神あるに依りて考なりこハ餘の三神の慥
に定りたる上ならま決難くまた大教正田中頼庸ぬ
くの説ハ光仁天皇の皇后天知日之子姫命とせらま
り神教叢語第七
十二號に出りこれ亦なほ熟く考へて定むべきなり又
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

講義に辨へたる如く非事なればすべて爰に取出ずその
和氏は桓武天皇の御外戚ある故に依ることなれば其祭
神に係ること非ざるなり○うく記し終て後に餘にい
さゝり考ふることありて大日本史を閲るに延暦十三年
の下に是歳建平野社とありて一代要記に據る由見え
り此尤平安城遷都の因に記せるに非じかとも覺ゆれ
ば確證と云難あるべし他に證を得て定むべきに
なむ

○
六月月次 今按に此下に考に祭字を補はきたりまことに
あるべき理なり○考云四時祭式に月次祭六月十二月十
一日と見へたり神祇令月次祭義解に於神祇官祭與祈年

祭同如庶人宅神祭也とありこは祈年と均しく京畿諸國
と合て三千百三十二座の神たちへ月毎に奉り玉ふ幣と
六月と十二月の十一日に諸國の神主祝部を神祇官へ集
へて頒ちたふなりその正月より六月までの幣は十二
月に頒ち七月より十二月までの幣は六月に頒ち賜はせ
るなり○この祭ハ神祇令に出づ又大寶元年七月乙訓郡
火雷神宜入大幣月次幣例と紀に見ゆればその始ハいと
古へなりけむ然るを或物に弘仁年中に此事始ると云る
ハ何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神は諸國合せて三
百四座にして皆大社にて案上の官幣に預りたまふなり
神名帳にも此祭に預り玉ふ神社には各々月次に記され
たり其外の預り玉ふこと無し然るを考に此ハ祈年と均

く京畿諸國を併せて三千百三十二座の神龜ちへ云云
と云れたる尤四時祭式の此祭乃條に右所祭神並同祈年
とあるをふと思ひ誤られたるなり同祈年とは此祭に預
りたまふ神たちも祈年祭に幣を案上に奠三百四座の神
と同じ神等也といふ事あり○講義云此祭乃起を公事根
源抄に弘仁年中に此事始るとあるは心得ぬ事なり云々
續紀に大寶二年七月云々と見れたる文意とつらゝ味
るに今云上に引る考の乙訓この頃免づらゝからぬさま
なれば郡火雷神云々の文なり甚も久しき太古より有來つる事にて祈年月次新
嘗どもに人世に出來し神事とは思はれど然れば公事根
源抄の説尤弘仁頃の記文を見てふと其始よと宣へる誤
なり云々この詞を見るに全く祈年祭詞と同文ある事人

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省かりたるの
みにてすべし御年神の詞の省かりたるは祈
たまふが爲なるを此は唯大御世の事の御祈を主と爲せ
て主として祀らせ玉ふが故あり心をつくべし
月次の御政畢る其夜に入て神今食の御祭ありて六月十
二月共に行へる事なるが世人ことを別なる神事の如く
思ふめれど然にあらざ諸社の新嘗の幣帛を行はれて其
夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食は月次祭の最
重きもはなす公事根源抄に神今食の儀は年に二度也伊
勢天照大神を勸請申されて天子御自身神饌と供せさせ
玉ふにやとあるに心引れて考ふるに伊勢大神宮の六月
十二月月次祭は九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と
云て無上甚じき御祭なるが爲に勅使發遣の日を以て天

皇御自身神饌と供らせ玉ひて御神事を行はせ玉ふもの
なり然れば神今食ハ斯る重き神事なから猶月次祭に隸
るが故に四時祭式に月次祭云々祭畢即中臣官一人率宮
主及卜部向宮内省卜定供奉神今食之小齋人云々とあり
て儀式等の事に於てハ別異なること云も更なれど其す
べてといふ時ハ一にして二ならざるものなり云々
月次幣帛 講義云考に幣帛波とあるは私に加られしもの
あるべし波ふりは乎りとまさきハ今此を採らず
倭國六御
縣山口、神、祠、宇豆、幣帛、手、明
妙照妙云々とあるによれり
明妙無妙云々 講義々この明妙云々のこと祈年祭詞には
見えず此に申さくめたまふハ月次祭は月次は幣帛と進
らるゝが主なる故あり詞に月次幣帛と表したまへるを

思ふべしされを下なる各詞に、御祈の其言あるも月次、幣
越意とは異なり云々○今按に荒妙の下に講義は本朝月令に
從ひて爾字と補へりこ波誠は然る事なり
○考云祈年ハ右の次に御年皇神云々れ文あれどとき
は爰にえなくて其次の座摩能御巫よりして御門生島伊
勢御縣山口水分辭分忌部云々捧持奉登宣と云までは皆
祈年と全く同文也故こゝに畧けり○今按にこは第一卷
に注せるを見て知べし○又按に四時祭式に月次祭奠幣
案上神三百四坐並大社一百九十八所云々右所祭之神並
同祈年其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加馬一疋云
々と見え年中行事歌合に宗時朝臣夏のくま年の終りに
月毎のかへりまをの神乃みてぐらとあり偕神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭は中古まてもありて記録
ぶみにも見ぬ歌にもよみてやろつ神家の神などもいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓めり宅ハ屯倉
ゑどのヤケに同じ奥儀抄には保食神と宅神とし執中抄
に明月記の家神祭とある次に件竈神云々とあるに依て
宅神ハ竈神也とせりされど竈のみならざ漢土にいはいはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂廁等といふ由など類聚雜
用また歌どもをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事は題の下にいふべからずと漏しとれば爰に
畢ぐ

大殿祭 ○ 考云宮内省式に神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此二祭の前後に大殿祭あること貞觀儀式に祭前者不奏
聞無賜祿と云にて知らるる前ハ輕き故は是にも記さざる
も賜とぬ省輔官内已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重東面より南方より一の門なり是圍司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭能保加比供奉神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平旦實錄
よりして諸書神今食ハ月次祭と同しく六月十二日の十
一日の夕より曉まであり然れば大殿祭ハ其十二日の平
旦也○此下今の儀式ハ字落お貞觀儀式の此祭に云る神祇
とまて足はは合納儀式玉一合納切木綿居八足案二脚令神部
官以管四合一合納米一合納酒麴居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等着木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案簀子上預設之
如常圍司奏云大殿保賀比能事申賜登宮内省官姓名叫門
故爾申勅曰令申圍司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏

曰大殿保賀比供奉登神祇官姓名候止申敕曰喚之宮内省
稱唯退出喚神祇官神祇官稱唯中臣忌部官人着木綿縵部
加木立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
綿襪内裡隨案共入至殿東簀子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人至承明門散米忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿内四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角玉懸厠殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主
引神部延喜式至御炊殿懸木綿散米酒如初内藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式上就宮内省解齋所事見儀式この二
に見へたり○古語拾遺に神武天富命率諸齋部捧持天璽
寶劔奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祝詞其祝詞次祭宮門其

詞亦在と云り忌部の大殿祭に預ることハ神武天皇の御
別卷時も神代のまゝに傳へて然あるへき事也云々○講義云
此祭の起源はも拾遺に天石令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豐磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時に始まれる事同書に殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるをもて徴と爲へしの同書神武天に天富
命云々祭宮内今云此文前よ引ると見えたるに合せて天
太玉命の供奉給ひしと云ことの諸るゝみる云々太玉命
の天宮にて供奉給ひ大殿祭はも天照大御神の新宮
に壽詞と申し給へるにて顯宗天皇紀ある室壽の類にて
ぞ有つらむかくて拾遺に天富命云々捧持天璽鏡劔云々
殿祭云々とあるもて今云これ亦上見れば天富命の物爲
に譲りて畧す

られし始と成る如くみれども情此詞と熟讀味るに天
降まし初國知看し高千穂の大朝廷を始め給へる時に太
玉命乃事定供奉れりしと天富命へし其祖業と傳へて
行へれしものなりけり○祭儀へ玉を以て神璽と爲且幣
物の首とする事詞に詳あり○今按に祝詞式の首に凡祭
祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり
神魯企神魯美 史徵云此なる神魯企神魯美へ天照大御神
と高皇産靈神とを申せり然して天津璽乃鏡劔乎捧持云
々へ天照大御神へ係れり○講義云こへ大較に天照大御
神高皇産靈神神皇産靈神三柱に係たる方りへりて宜し
く侍るにや云々常陸風土記に諸祖天神 俗云賀味留
岐賀美留美と記
せり高皇産靈神神皇産靈神ハ天地にも萬物にも大元の

神にませば然稱奉ること本よりの事あるが其餘の皇祖
天神とも大較に該羅て然稱奉る俗ありける故に諸祖天
神とハ書るものなり
皇御孫之命 考云天孫彦火邇々伎命を申せり○今按に此
御稱の解ハ祈年祭詞に出せり
天津高御座 講義云こへ天照大御神の天津朝廷の大御座
所と申せり葦原中國を統御ず爲に天降奉り給ふが故に
其御座上に坐奉らせ給ひて天皇の御位に即け奉り給へ
るなり云々直靈ナホヒノミタマに高御座と申すハ唯に高き由のみにあ
らざ日神の御座なるが故也日にハ高照とも高日とも日
高とも古語のあると思へ扱日神の御座を次々に受傳へ
まして其御座に大座坐す天皇にませば日神に均しくま

と事決し云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義あり神魯岐神魯
美命の皇孫命と天津高御坐に令坐奉り給ふ事あるが故
なり下なるハ天津高御座と皇孫命の葦原中國に持降り
御坐て云々の事を物し給へと仰給へるなれば皇孫命の
御自らの其高御座に即坐といふなり故麻志豆と訓分べ
し云々

天津璽乃鏡劔 講義云諸本に劔鏡とあるは上下に誤れる
ものなり考に鏡劔とあるは然る善本の有けるをべし
拾遺ふ天璽鏡劔神代紀に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三
種寶物古事記に其遠岐期八尺勾璽鏡及草薙劔とあり云
々○今按に此詞に鏡劔のみを擧て玉の事なきにつきて

世に種々の説あり講義にも論ありて大凡然ること、聞
にたれと思ふ旨有て今ハ省けり此事の予が考は別にあ
るて既く神教叢語に其大略を録出せり猶委しき事を暇
ある日を待つにかむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾
兒視此寶鏡當猶視吾云々とある此と云なり云々本註に
如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如くと云なり
尤神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后舉
觴以壽于太子因以歌曰云々とある次記にもあるて其歌
の終に此者酒樂之歌也と見へぬるが其歌の中に神保岐
ほぎ狂ほし豊保岐ほぎ廻ほしとあるとて久代の壽觴
には善言美詞と盡し極めて云ふとせば天神の此壽言

尤今世に在る事のある如くなりと注せるなりと書きを大殿祭は壽觴と同じくして言壽する状の似たるのみならず一事ありたり

宣志久 講義云孝徳天皇紀に誨をノタマシクと訓るを以て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七に詔之久三十に勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我を皇祖神の御自ら詔たまふ也後の宣命万葉にも天皇の御自如此詔むことあり○講義云宇都御子を紀記共に伊邪那岐命の大御神須佐之男命と指て然宣へるに貴子珍子の字と書れたるも此と同じ心ばへの稱ミヤコトなり記傳に右の神代紀の訓注に珍此云于圖と見へ神武天皇紀に珍彦此云于磐毘古とある宇豆は師

説に高く嚴きこと也とあり

今の言に人の容貌を宇豆高きと云も能叫へり

例ハ万葉に天皇朕宇頭乃御手以また諸祝詞に宇豆の幣帛などありと見えたり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣この文すべて右と同じ宇都より命まで引續けて心得べし

此乃天津高御座爾坐豆 後釋云此祭を大殿の祭ある故に殊にかく高御座の事の詔命あるは宜なる事也かくて此乃とハ即ち上に高御座爾坐豆とある御座と指て詔ふ也そは上文を味ふに其高御座或高天原より降して此御國にても即その天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり

あの天之石位離とあるとは事の趣異にして是ハ持て降り給ふべき御料に設られたる御座と聞はたり故此の高御座坐とハ詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣は日神の御末を嗣給ふを云りこゝには後をもて此ことと用ゐるものなり○直日靈云天皇の御統を日嗣と申すは日神の御心歟御心として其御業と繼ぞ坐すゆ故也○記傳云々天照大御神の大御任と受傳へ坐て其大御業を嗣々に知食す由の御稱なり天武天皇紀に皇祖等之騰極とある處に古云日嗣也と註せらるなり

萬千秋爾長秋爾 考云安國と云々へ續く文なり○講義云瑞穂と係けて宣はせたる壽詞なり中臣壽詞に天都御膳

と長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穂乎平久安久云々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々とあると合せて知るべしさきは古事記に豊葦原之千秋長五百秋之水穗國神代紀に葦原千五百秋之瑞穂國などある國名は此御言壽に依て天神の號させ給ふ所あるものなり記傳三に云きたる如く神代の年數に抗て尤萬千秋などハ何程の事にも非ると壽詞と爲給へる意ハ然にわらず萬千秋の長秋に回々重ね行く事に宣るはて意は天地と共に窮り無きをいふなり

大八洲 國號考云大八洲ハ外國に對ハず獨立て天下を總云ふ名なり八千矛神の御歌に八島國妻まきあねて云々とよみ給ひ倭建命の御言ハ吾者坐纏向之日代宮所知大

八島大帶日子淤斯呂和氣、天皇之御子と詔ひ孝徳天皇の詔にも現爲明神御大八島天皇と宣へり公式令の詔書式にも朝廷の大事に用らるゝ詔には明神御宇大八洲天皇詔旨とあり○今按に古事記に伊邪那岐伊邪那美二柱神の淡道島伊豫、二名、島筑紫、島壹岐、島津島隱岐、島佐度、島大倭豊秋津島と生ゑたまへる所に故因此、八島所先生謂大八島國とあり

豊葦原 國號考云豊は美稱にて葦原といいとく上代には四方の海べたへ悉く葦原にて其中に國處へ在る上方より見下せば葦原の廻る中に見えける故に高天原よりあくの名づけとる也

瑞穂國 考云みづほたみずくくき穂といふ○記傳云美

豆の物の美くきをほむる言にて是の穂とほめたるなり
穂の稲穂と云り葦原のにほならず○今按に此の彼、千秋五百秋聞食す齋庭の穂に付て稱へたる號なり

所知食 考云訓注の本言ををること古書皆同じ然れば注にの女須とあれど文ををめせとよむべき理なり云々女の字を用ゑしうらの今、京の人の註なり云々○今按に此文の原の神代より起りていと古く書傳へけむとはおぼゆれど此女字を書るのいりにと云ふに後世人のふと書き誤りにぞあらむ此字一ツをもて古人の筆ならずと疑はむは能くも考へざるものなり

以天津御量氏 講義云大被詞に八百万神等乎神集々給比神講々給氏とある此を謂ふなり天津御量とハ天神の御

議にて其議ハ古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御
量とある天御量の本注に大小斤雜器之名也とある如く
度量を計る器と波加里といふ其と同言にて議とは相共
に其是をいひ聚めて此を其物と其事とに計り合せ其理
の長たる方ふ因准ふの言也万葉二に尤神分々と記るは
其義と思ひての所爲なり
事問之 考云物いふことを古はこと、ふと云り万葉の歌
に多くある言なり

磐根木根乃立 考云新撰字鏡に枉を支利久比と訓○木の
枉の事ある木立とは全木はもとよりにて杙杭のみ立て
あるすら物言ふと云かり艸の片葉に向へしにても知る
へし○後釋云岩根へと、岩にて根ハ添て云ふ言也屋を

やね羽をは糸杵を杵根矛を矛根鳥を鳥根といふ類也木
根乃立とある乃字ハ決めて衍なるべし乃といふ詞あり
ては調もいとおしきお上に乃と云べき詞にあらざ木根
たち也扱他の祝詞には皆木立とあれどもこだちと訓て
ハ叶えど是ハ常いふ木立のことハ非ぞ考の説の如く枉
みれば根字あるによりて訓むべからり

草乃垣葉毛乎言止豆 後釋云凡て草ハ大ハ三葉五葉づゝ
あど並びて生る物なるにそれを關取てたゞ一葉など殘
りけあるさまを以いふ詞にて意尤唯いさゝらの草の一
葉まてといふるべし云々止豆といへるは云々令止の
約りなるなきを他をして止しむる意なり云々

天降利賜比志云々 講義云ハの邇々藝命の高千穂宮の御

事より始めて歴世れ天皇等の御事に申せるが直にそれより奥山乃云々やいふに續る時は當代の天皇の御上とは成ざるを中間に今字を差挟みて當今の御事とある文法實に奇くとも妙なりとも決めて神ならぬ人の企及ぶべき處にあらず云々此ハ皇御孫命の御自ら食國天下を所知す爲に天降賜ふ由に云て其言を下へ連る故に天降利と波云云かくて次ある詞を反復して食國天下乃天津日嗣所知食云々止天降利賜比志と錯綜して見れば事義明なるものぞ

食國天下 考云古事記に食國訓食云袁須といひて總て身に九かへめと事を袁須と云云○記傳云食國とは皇御孫命の知し食を此天下を總言ふ稱にして食はもと物を

食ふこと也扱物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を身に受入るゝ意同じき故に見とも聞とも知とも食とも相通へて云こと多くして君の御國と治め有ち坐すを知とも食とも聞看とも申すなり云々○講義云食國天下とハ天降來坐て初國食看志し御事を云なり然まば今代の天皇ならん邇々藝命と係まりさて此食國即天下天下即食國なきを重複るか如くおれども然らば天下ハ其体を云ひ食國ハ其用にて上なる大八島豐葦原水穗國云々より受たる也續紀、宣命にも食國天下と多く見へたり 因に云食國天下登の登の辭ハ食國天下と與の意の登なる事いふも更なる也尙此上に兼合る意ありそハ天降給ひより受る時は邇々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々に續く時は今の

天皇の御事の始と成りて二に互る義あり能味ふべし○
今按に此の登といふ辭ハ常に登志互の意に用ると同じ
かるべくおぼれど與字の意といふもめづらしければ
擧げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事と指奉るより次な
る今字と此頭に回らして心得べし○食國天下と悉く
天下の公民を統べ親し給ひて治り有たせ給ふ由よて
事と御政と係り天津日嗣所知食と天下の貢調の聞食
して百姓の仕奉る道を治め給ふ由にて事は寶祚に係る
を共に天皇と天下を有たせたまふ御事に申すに於てハ
同じきながら其條理といふ時はあく殊異なる所あるが
故に此二をを並べ云る也云々○今按に此亦いと穿鑿た

う説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今は毎年大殿祭供奉の時の今よて其御代を
指といふ此言ともて天孫降臨の古と別てるなり

奥山乃大峽云々 考云峽は山と山の間なり云々良材は嶺
などにはあらせ山のぬわみに多き物なきば然いふなり
○議義云木を採る深山を云なり祈年山口祭詞にハ遠山
近山爾生立とありそハ山を司り坐す神に申す詞なるが
故に汎く然云るが此は唯に宮材の用よ付てあふ故に奥
山とは云るあり その今いふ迄もあく良材の 山峽は木の
生立よろしく又扶梳する所なるをいふ也
立留木乎 講義云山口神祭詞にハ生立留大木小木とあり
ろえ山口神にハすべては木の事を申すが故に然汎く生

立と云るをこ、には用ある宮材のこと殊更に取出
ていふ所あるを以てとくに立留木と云り

齋斧 講義云齋は齋慎て淨らぬことを避るなり古書中

に齋場齋館齋藏齋殿をいふより始めて雜具に至る迄

も齋斧齋鉏齋鎌など其具の上より冠いふ事常也云々和名

抄工匠具部に斧和名乎能一云與伎

伐探 考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實、卜部率造酒童女

同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲探内院

料材向ト食山即祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧

伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の宮造の材

をば忌部その山に向ひて祭して伐始むること此文にて

知べし紀にも後の物よも宮材と探に山神木靈を祭ること

と見へたり

本末 波乎 云々 考云万葉に手むけに祭字と用字

中間乎持出來 考云この中間と用るはもとよりの事な

り本末を神に祭るハ今を遠江國人大木を伐ては其梢を

折て切たる本株の中らにさし立侍りぬ古へも然ずると

本末と山神に奉るとは云ならむ他國にても然する間

べし○講義云遠江に限らず諸國にてもする事なり

齋鉏乎以 考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前に大祓有て始

作内院雜殿造酒童女執齋鉏掘稻實殿四角柱穴物部次之

役夫次之と見ゆ云々

齋柱 講義云倭姫命世記に齋鋤乎以天齋柱立 一名天御柱

また大神宮儀式帳に正殿心柱造奉とある本注に其柱名 一名心御柱

號稱_二忌柱_一と見ゆ云々齋柱と云ハ齋斧齋鉏などの如く齋清まはり仕奉るをもていひ天御柱とは伊弉諾伊弉冉二神の化豎あまひく天之御柱にて記傳に説きたる如く身屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々

天之御翳日之御翳 講義云こを迄に舎と建ることをいひ此には草もて屋を覆ふ事と云なり

瑞之御殿 考云あらは在所ある所をいひと云り○講義

云古語拾遺石廬に手置帆負命彦狹知命以天御量伐大峽

小峽之材而造瑞殿古語云美豆云々又神武天皇建都檀原經

營帝宅仍令天當命命太玉率手置帆負彦狹知二神之孫以齋

斧齋鉏始伐探山林立正殿云々故其裔在紀伊國名草郡

御木麤香二郡古語正殿探木齋部所居謂之御木造殿齋部

所居謂之麤香と見えたる是也云々これを瑞之御殿汝と引

續けたる意に訓べ考に乎字を加へられたるは中々なり情進なり

汝屋船命 考云汝ハ常ハいまくと云ひ崇みてハみまくと

云ふ事續日本紀の宣命にて知らる○講義云汝ハ御殿と

屋船命と崇めてその汝と指せる也汝と續紀宣命に美麻

斯と有に依べし御座の義なり又これを伊麻斯と云え所在

にて共に汝字に當べき言なから美麻斯と上様なる方に

申し伊麻斯と其所に在るを指云て崇詞に非れば同等よ

り以下へ係ていふ語と聞えたり云々屋船命ハ下に屋船

久々能遲命屋船豐宇氣毘賣命と稱へ別とまど本一神を

りとは屋船命と申す時ハ木を山に伐り草と野に蒔て造

成したる全體の御殿の御靈と坐す神の謂なるおそを辭

分ていふ時の木、神草、神に坐り是故に久々能遲命豊宇氣
毘賣命と申せりと屋船と上に冠て申す其木草とて
作れる御殿にて稱申す故にて受張たる御名に非ざ屋
ハ舍宅あり宮といふも御屋なり神祇令義解また靈異記
等に宅神と見ゆ野府記にも長元三年十一月廿五日乙卯
宅神祭とあり昔ハ人臣の家にても殿祭に擬へて行へる
にこそ輿儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふべきも
のなり船ハ舍宅に拘らば神號にて布禰ハ大根と申す稱
名にて云々布と保と通ふ例は天穗日命を出雲風土記に
天乃夫比命と書し古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉とあ
るを此詞にハ御吹支乃五百箇御統の玉とあるもといと
多かり保の大なる由ハ記傳に御大之御前の例を引て記

に穴太部天武天皇紀に迹大川万葉十三に爾大造十九に
爾太要などありと云れたる如し根の主といふ言也云
々

天津奇護言

講義云こハ下に此乃敷坐云々とあるを指て

云なご上に天神の言壽宣久志とあるハ天上にての護言な

る也其に因准て宮柱太敷立て屋舟神を鎮祭す其祝事を
ものする事なる也故に天津奇護言と云ふは護言は言壽
也然れども言壽ハ其對ふ所の神に在る人ハ在る其徳と
なすべき所の美を列茲善法學て稱へいふ事ある也伊波
比許登ハ其幣物と奠りて齋き崇つくを本として即その
事の上は於て如此こそ有まほしけれ然こそ顯ハしけれ
と希求る條理と告る由也然れば神を社に祠くを伊波布

と云も此由なるが其をを保具といふ云ざるをもて此差別を定むべし、れば奇護言といふ天津宮にて事初ぬ給へる奇異なる護言といふ義にて幣物の御祈玉及び明和幣曜和幣と獻て屋船命を鎮奉り給ふを云が久須志と冠らせとるを以この祭の世に妙なる功驗あることを聞くべきものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮すと云ふ次々にある事皆是なり○講義云下に柱桁梁戸牖の錯動鳴事無久とあるる照應といひ且は顯宗天皇紀室壽の御詞に築立稚室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見え万葉集歌に真木柱太心者有之香杵此吾心鎮目金津毛とある如く家には先柱をいひ柱には鎮る由といふ常例と

聞えなればなるが此詞なるも其如くなる上に凡ての御殿の全体を以て屋船命の神体となり其御靈と天津奇護言以て齋ひ鎮め奉りその屋船命の平けく安けく鎮坐む事と言壽白す由にて其裡に其御殿の内坐て天下所知食む皇御孫命を動かす鎮りまさし給へや乞祈む由あるが故に次に此敷坐大宮地云々の事を言竟して其終よ平久安久奉護留神御名乎申久屋船久々運命屋船豐宇氣姫命止御名乎稱奉利と申す一神の功用の木と草とと集て大成ることを委曲に徴したる文なるものなり

此乃敷坐大宮地 講義云當今の大宮地を云り譬へば邇々藝命ハ高千穂神倭天皇は樞原などの類なるといふ也敷坐の事は上に已に注せり

底津磐根乃極美 考云地の底の極りまてと云なり○講義
云下に掘堅たるに照應詞也この大地の根底まても大宮
柱太しく立る際限を云ふり高天原に對たるをもて知る
べし此を以て見る時ハ屋船神ハ御殿のみの神にハ坐さ
る其敷ます大宮地の守護を兼て鎮り坐す事決し云々さ
れども此神と總々の大宮地の神とハ申すべからず其舍
屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神は古語
拾遺に坐摩は大宮地之靈と見えたり思ひ混ふ可らず
下津綱根 考云下津とは唯殿の下の地にて上の底には異
なり綱津ハ顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命は
宮の事出雲風土記ハ楯縫郡の詞ハ合せ見るに上ッ代の
殿造りは上下縦横に千尋の綱もて結固めし也こゝには

其柱根を結し綱にふりて下つ綱根といふのみその綱も
後世の如くハあらざ葛もてせし故に顯宗紀に葛根と書
たり其外綱根など書しは古よ叶はず○神代紀一書云汝
應住日隅宮者今當供造即以千尋栲繩百八十紐顯宗紀室
壽に築立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮
之縱横御量千尋栲繩持而百八十結々下而此天御量持而
所造天下大神之宮造奉請而云々
古語云番繩之類云々 講義云荷田在滿日番繩は昔は宮室
と作るに材と材とと繩にて紹ひ着て作るなるべしを
の繩の床下にあれば下津綱根といふる即ち下に葛目
の緩比どあり然れば此處ハ葛を以て諸の柱と互に繋ぎ
合すと見えたり

波府蟲 考云波府蟲の地にはふ蛇虹の類なり上代に國荒
く家の構疎に人も平土ヒラツチふ臥し時はこの昆蟲ハムシの害ありけ
む云々○後釋云蟲の地に這ふ物なる故に都て蟲を然云
なり鳥を飛ぶ鳥と云に同じ猶又花をさく花雨をふる雨
と云も同じ事なり

高天原 講義云地外を圍繞する氣中キナカを稱ふ號にて高天原
爾神留座ニルカメまた高天原爾事始天ニルカメといふ例とハ異ありそ
ハ青雲の靄極と續けると以知るべきものあり○今按に
天また高天原の事ハ古人も説あり予も少シう説あれば別
に云べし青雲云々は祈年祭に出たり

天乃血垂 後釋云應神天皇の御歌に毛々知陀流家庭毋見
由とよませ給へる知陀流と一にて古事記上卷には登陀

流とありそハ上代人家の屋根の竈處の上の煙と出す所
の名なりされば其上と飛渡る諸鳥の毒かどある糞また
さらせも毒物など昨來て竈の上へ落す事かどのありて
其毒にあたる類こそ高津鳥の災なり云々○今按に血垂
と考には文字の如く解ふれ平田翁も是に從はれたれど
此の文上と下とを對へ云るにて必ず後釋の説の如くな
らせハ叶ひ難し又講義に血ハ道乃義垂ハ所謂天之八衢
とも云こどく幾條も多き氣脈を云ふ神は更にも云は
ず大虚を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見べたりと
て上、件の説には從はざれど予も猶さもおぼへ給ば取ら
ず

堀堅多留柱 考云柱根に石と居るは後あり大嘗宮は後世

も掘て柱と立今田舎の賤き廬は皆然り○講義云柱は
和名抄に居宅具柱波之良とあり間在也○今按に名義はい
かゞあらむ信ひ難く桁梁もども皆之に准ふべし

桁梁 講義云和名抄に桁屋桁也計太掛板と云梁棟梁也宇

部波利 全張あ
るべし

戸牖 講義云和名抄に戸野王案在廓城曰門在屋室曰戸外

して室中に界ふ
處を以ていへり牖 説文云在屋曰窓在牆曰牖和名末止と
あれど屋なるとも墻なるをも末止と云なり

錯 考云行合と省き通えて云のみ○講義云木交れて柱

桁梁戸牖の行合ふ所を云なり○今按に加比合と同じ
神遺方に水と火氣カを加波世とあるなども合せの義なり

葛目乃緩比 考云上に云る綱根も同じくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通えりて云ひつ○講義云句を隔て下に
無久とあり其心也云々上に下津綱根とある下に注る如
く上代の家造へ何所も何所も繩葛を以て結固めし物あ
るゆ故に其結目の緩ぶこと無くとは云なり室壽詞に稚
室葛根云々を此に對へて思ふべきものなり

取葺計魯草 記傳云加夜ハに以ニ鶉羽ヲ爲ニ葺草トとありて訓
葺草云ニ加夜トと注せるゆ本義にて何にまれば屋葺む料の草
と云なり云々茅と云ふ一種あるも屋葺くに主と用る故
の名なり

噪岐 考云今も亂れそゞげと云り○講義云源氏野分に曾
々計たる菜などあり此と鳥などの啄み散すを云あるべ
く凡ては屋上に取葺く所の草の亂無くとの義なること

云も更なり

御床都比 講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事
と云こと著けまは此御床は諦しく晝御座を云ふり都は
例の之に通ふ都。比は邊にて御床之邊といふ義也海邊濱邊

多くある
語あり

佐夜岐 考云この所に事無と云べきを下にいふ故に略け

り云々神武紀に聞喧擾之響此云左柳
電利奈離いふ如くさや免

き鳴を何物にも云へり○今按に記傳に物の音の喧しく

騒おしき事也とて委しき説われど長ければ引出せ

夜女 後釋云夜女の夜目にて夜眠れるほどをいふ朝に目

の覺たるを朝目と云に對へたる言なり

伊須々岐 考云伊の發語乃み古事記に神武天皇は後の御

毋陰を神の矢に突れて立走伊須々伎々といむ又火遠理

命へか乃鉤と咀て返し給に須々鉤とのまふことを紀

に踞傍鉤と書たるをもむらへ万葉に二人の男の一人の

女と争ふを須々志競と云るも皆後世すべると云に同じ

くて心も心ならずすべろぐ事なり○後釋云こえ夜ねぶ

れる程ものにおろはまなどして驚く類をいふなり

伊豆都志伎 考云万葉に旅路などに都々美なく在と云え

あやまち滞みかれといふ意をまは右の伊須々支に續け

云ふべき言也○後釋云こゝの上の御床つむのさやぎと

夜女といすゞきと二を受てさる類の伊豆都しき事無く

といふなり

奉護 講義云護は神の護を給ふ事にて奉は神より天皇に

奉るあり

屋船久々能運命 記傳云久々は莖かり和名抄に莖和名久木とありとを久々と云るを万葉十四に久君美良莖葦なりた九久多知和名抄に豊久々など云り智は男と尊む稱也○史徵云古事記に伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比賣神亦名野椎神神代記に生木祖句々迺馳次生草祖草野姫亦名野槌一書に生木神等號句々迺馳など見られたれども悉く誤れる傳にて實は木神草神ともは豊受姫命の幸御魂に坐すなり

屋船豊宇氣姫命 史徵云引結幣葛目乃緩比取葦計草乃噪無久と云るを野神草野姫神の幸ひぬまふ功德に係るを

然るを草野姫といはずて豊宇氣姫命と云るは如何と云に此神實は稻穀と生給へる神に坐すと餘草とも生じ給へるは其幸御魂の御業なる故に此は本御靈の名もて云るなり又稻も葦も共に草なれば取總ても云ふへし殿造には草は木に次てやむことなき物ゆゑに如此委曲に言壽奉ることなるに草野姫神を舉ぬまはぬ事のあらめや云々○講義云屋根に葺く所の草の神也然らば草野姫とり野槌とか申すべきを如此あるは辟木束稻の事とも兼たるが爲に其本つ御靈の名を表章せるなり云々且は上に天津日嗣所知食云々とありて下にその結びありて皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉と見えたる其事を兼ぬまは屋舟草野姫とは云ふまじくその本もて屋舟豊宇氣姫命と申すべきこと

かり

是稻靈也俗謂宇賀能美多麻講義云是稻靈也はろの豊宇
氣姫命の本分の御徳を注せる也俗謂云々は甚じた誤か
り云々○今按に講義に豊宇氣姫神と宇賀能御魂と申を
を誤なりと云れど紀に伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命
とあるを正しく記に生大宜都比賣神とあるにあたり此
大宜都比賣神やおて保食神にて豊宇氣神も同神にまを
こと古史徴の説動くまじくおぼゆれば本注誤に非ず又
宇氣ハ食の義にてろの宇を省きて氣といひ又宇加とも
活用す由などは記傳に説かれたるを見るべし

辟木東稻置於戸邊講義云其狀いかに有けむ今知るへか
らざれども辟木ハ立て置き束稻ハ穂と下へ向て垂るゝ

なるべし今國々にてする所の正月の飾に物する門松注
連繩など吾淡路の齋木にて此にも似たることなり

以米散屋中講義云神事に物ずる散米にて此は殊に妖氣
を拂ひ不淨を清々しくとる事なる故に諸神事に遣り傳
へれるものとおぼえたり云々今も淡路國などにてハ打
蒔とて産屋に搗精けたる米を置くハ古の遣れるなり○
今按に平田翁乃玉禪に今昔物語の兒の枕元に在りし米
を投て妖物を逐ひし事又物語書などに打まきの事と云
るかどと引き山人に伴れとる寅吉お話をも舉げて妖物
の精米と畏るゝ由を云はれたり其事いと長けれを引出
ず彼書を披見るべし

齋玉作等我後釋云齋て玉を作る人なり齋は作る人に係

きる稱也○講義云姓氏錄に齋玉作高御魂命孫天明玉命
之後也云々とある是る古語拾遺に太玉命所率神云々
櫛明玉命出雲國玉作祖也まと櫛明玉命作八阪瓊五百箇
御統玉と見えま多神武天皇段に櫛明玉命之孫造御祈玉
古語美保伎 其裔在出雲國每年與調物貢進其玉と見臨
玉言祈玉也
時祭式にも凡出雲國所進御富岐玉六十連三時大殿祭料
三時大殿祭料
二十四連每年十月以前令意宇 与ある是にて云々齋を加
郡神戸玉作氏造備差使進上
へ云云るは太玉命以來其裔の率る所の齋部なればなり
瑞八尺瓊云々 考云八尺瓊ハ長さ緒に五百と多くの玉を
貫たると保めいふ也その八は彌みにて云々尺は漢字を借
しのみ云々 八尺を八坂とも書して依て玉の 御流は御は
真にて美ま言すまは數の玉を緒に貫てわがねくゝり

よせたると云ふ云々御吹ハ右に富岐と書して今云こ
祭式よ御富岐玉と吹ハ借字あるを知べし此祭を大殿ほ
あるを云れしなり 吹ハ借字あるを知べし此祭を大殿ほ
おひと云てほおひハほぎを延とる言又上に言壽鎮とも
いひ下の神賀にも玉もて壽す申せり然ればかゝる祭に奉
る故に御壽の玉と云なり云々○講義云御富伎は御祈
也古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉言祈禱也云々○記傳
云美須麻流ハ神代紀に御統此云美須麻屢とあり纂疏に
以絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり志婆
流。妄
麻流ななまも本同言の
轉れるなるへま云々
明和幣 考云氏ハ多倍の約にて爾岐多倍とも爾伎氏とも
いふのみ明曜ハ其色といふ事上に出爾伎ハよく調ひあ
へる事を萬れ物に云りこゝハ布のよきを云○記傳云幣

字を書くは神に奉る方々付ての事にて此物の本義には
あらず

齋部宿禰 考云宿禰と書は借字にて少兄スナヒと云言也こへ本
皇子を大兄オホニと申し臣と少兄と云るもて臣の一のかばね
と成たりその奈延の約禰なれば須久禰といふ且兄はね
ともせとも云て人を崇むる言也さるふばねはあがまへ
名ちふ事にて總べてのりをね皆其氏につけて崇め給ひ
て上より賜はせり此事後人多くは惑へり○今按に氏カミ姓ナリ
の事記傳允恭天皇段に詳あり事長ければ引らず又考に
此スナヒ崇へ名の義とせられたれど信ひ難くまた齋部氏の
事ハ祈年祭詞末に見えたり

言壽鎮奉事能云々 講義云上に天津奇護言乎以言壽鎮白

久とある結あり云々あらゆる居宅具々並へ舉てそき、
の言壽次なして屋舟命の御靈を齋ひ鎮むるが尙遺る所
あらむると其心づりひいて漏落む事とハ云るあり云々
さて此文のかく盡しとる上にも猶漏落む事をば云々と
あるすべての事の趣を考へ見よ屋舟命は瑞之御殿の神
靈なるが居宅の具と成る物悉く木かるは久々能運命。
草なるハ豊宇氣姫命と二柱神の主領き在ることなるが
故に平けく安けく住居をる事也然れを少くき葛目の緩
ひ少ある草の噪といへども此神等の能く守り給ふと守
りたまへざるとの間在る事なれば殊に此大殿祭ま
へ庶人の宅神祭えよとせまほしき業なり

神直日命大直日命 考云伊邪那岐命身滌く給ひて先八十

禍津日神と生給ふとき直し給ふとして次に神直日大直日、二神を生まうきその二神萬のむお事候も宜しく直し九まふ故にかく彼云り○記傳云直日と云禍と直し給ふ御靈の謂也○講義云屋舟神等の御靈以言壽き齋ひ鎮め奉れるお豈諸種の物どもを悉く擧ることと得むや漏もく落もくさらむを神直日命大直日命ろを知食し諸の禍災事勿らめ給へとなり

聞直見直 講義云聞直ハ祝詞に係り見直は幣物に係れること云も更あり

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以、屋船命と稱へ其採用る所は草木に就て久々能運命豐宇氣姫命と御名を表章し其事の整ひ備る上よ於て大宮賣命と稱申は御事

るおその當然をいふ時ハ引續きて上文に附くべきをこれには物々に依て各々別々に言壽き齋ひ鎮ることのお故に所狭く云べき所なく且彼は御靈を齋鎮る事と主となし此ハ其神の守り給ふ所詞を云列ね其御防護と祈り奉ると主とせれば自然其事の別なるか如くなるに付て一聯の文にはなすまじきお故に殊更に申せるには有けを別神ありて申す由よ非ざるが故に唯に詞別白久といふなりけり○上の祝詞ハ禍無と福有む事を壽き稱へて禍福ともに天然なるを云お此詞別ハ咎過をくして安く全けあらんことと祈申せるにて人爲の上にある事をいふ此祭と詞分とを混に爲さる所以なり云々○今按に屋船神と大宮賣神と同神とするハ頗る附會に似たり

といへども姑く擧おきて後日の考に備ふ猶能考ふべき
あり

大宮賣命

古語拾遺云令大宮賣神侍於御前

是太玉命久志備所生神如下今

世内侍善言美詞和君 ○考云古語拾遺に大宮賣神ハ天照

臣間令宸襟悅懽也

大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和

するが如くと云ふハこゝに合へり ○今按に此神の御事

古史傳及び玉禪等に委しく見ゆなり

同殿能裡爾云々 講義云殿を意富登能と訓む證を拾遺に

大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床同殿と

あるを駿河風土記に引る香具山日記には同床共大殿と

あるを彼此合せて知るへきなり云々在所といふ時はす

へての御構内をいひ止乃は處主の意にて云々止乃とい

ふ時ハ天皇の身屋に局れる名なりけり

塞坐 講義云物に蓋として刺塞きたる如く神の御殿内に

充塞り在すをいふ

参入罷出人 記傳云参は貴所へ向行といひ罷ハ貴所より

退去を云 ○講義云此ハ日々に王臣の朝参する事を云り

凡ての文意と思ふに参入罷出人云々ハ下に親王諸王諸

臣云々にて此に神等の伊須呂許ハ阿禮比坐ハその王臣

等に依託て顯に忠ならぬ事をなきくめ神の御守の隙と

伺寄て大殿裡にて禍を幽にふす神の所爲とも綜結せる

文なり

選比所知志 講義云天皇の大御許に参入罷出る人の品と

鑒定たまひ然るまじき人の出入を止めさせ給へどあり

神等能伊須呂許比云々 考云伊須呂許比の伊ハ發語にて
須呂は須々呂の略。許比は伎の延言ふて須々呂伎也この
右にも云る如く心も心ならざるあるとす、ろごと云は同
じとてりの八十禍津日神等のさまをいふ也云々ふく惡
しき方へひきあふる神と和して逐ひ給ふ女神の功といふ
○講義云言直の言は事業にあらず言語を云なり和ハ荒
る、者を和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也
言直ハ言語を以其曲るを直す由なるを和ハ御業と以
その荒びを鎮むる意あり○こハ右に參入罷出人乃云々
とある對にて彼も此も同じ神の所置なから彼は人の作
業に發見する所をもて語を多し此ハ本章に擧る所の禍
の類にて自然の如く來る所なるが眞にハ自然にあらす

殃災福祥ともは神業あるを徴せる古語也○世には道速
ぶる惡神等もありて云々家ハ災禍ハ身に害爲ること多
かり此を凡人れ心をもて見る時は自然の如く偶然の如
く思ふ事也實に老人眼の能及ぶ所ハ非ら故に自然の
如くなる多り然まども此詞ハ神代の神等のさる禍福
の因縁も何も御自ら直に見行し事を有がまハ言述ら
まとするなれば其心して伺ふべきものなり

比禮懸伴緒 考云頌巾は女の懸る物なり古ハ總マの女の
懸しこと紀にも万葉にも見ゆまどこハ禪りぐる男と
對へいへば大御食に仕る采女を専ら指すなり○記傳云
比禮といふ物は何にまき打振る物歟いふ然れを魚の鱗
も水中を行とて振る物。服の領巾も本は振る料かり上代領

巾の必ず振る ○御食に仕奉るに殊に比禮を懸る由は比
こと振いへり ○御食に仕奉るに殊に比禮を懸る由は比
禮はもと振て蟲などを撥はむ爲に懸るものなりしは後
遂に禮服ともまざるあり云々 ○和名抄に領巾頂上飾也日
本紀私記云比禮 ○伴とは官職にまれ何にまれ一部とも
なふと云某伴某伴と云是より登母賀良ると云と此意又
何となく交り親む人を友と云も同意なり緒は長の本語
にて云々伴緒は其部屬の長をいふ稱なり

襦懸伴緒 考云御食と造る男たちなり業する人ハ襦く
る事既に忌部の幣と頒つ事に云が如し ○後官職員令に
采女六十人延喜采女同式に采女四十人と見ゆり同令
内膳司に膳部六十人掌造御食といへり ○講義云天武天
皇紀に膳夫采女等之手襦肩巾とある采女に肩巾と當れ

ば膳夫ハ襦かくる伴緒也

手蹟足蹟 考云大御膳に仕奉るに手足のあやまちつまづ
きあらせぬなり ○後釋云手蹟は御膳物を取へづし過つ
如き事なり ○講義云万葉二に黄葉の散のまおひにと有
ハ黄葉の散まふふ事に云るおまおひに亂字ハよく當れ
もゆくりなく過つを云なり

親王諸王諸臣 後釋云すべて如此さまに列ね舉ること上
代にハ臣連國造伴造百八十部と云りき諸王諸臣と連
ね云る事ハ書紀の推古卷に見えたり其頃よりの事ある
べしさて天武卷に至りて親王諸王及諸臣とも親王諸王
及群卿とも親臣諸臣及百寮人とも親王諸臣及百官人等
とも見えたり

百官人等 考云官人といふハ令にてハ初位以上六位以下
官位ある人を云れど是には無位まを總て仕奉る人を云
べし○後釋云百官と云ことは何頃より云をめけむ甚古
くして古事記にも見えたりされどこハもと漢籍に倣へ
ることあるべし○今按に風神祭詞に百万物知人と見え
て此は固りの古言と聞ゆれば百官人といふこととも有り
やうけむ心も漢に倣へりとのみハ云難かりぬへくや
己乖々 考云れのむきくも万葉にもよめり○講義云
己が向々に氣隨なるを云ふあり○今按に乖字ハソムク
と訓をムキヤ云むは如何みれどもおほよそに借て書る
なるべし

邪意穢意 今按に邪も穢も大凡似たることなれどそを如

此さまに重ね云ひて文を飾ること古言ハ例多あり清支
明支誠心など云ふ類あり

官進 從釋云百官人の大宮に參入仕奉る事を此神の勵レ
たまふと云なるべし○講義云進ハ大宮仕に怠退ダクハクこと無
きと云なり

官勤 講義云官仕に緩み怠ることなきと云

咎過 講義云己乖々の事の咎なり手蹟足蹟の如たハ過か
り

大宮賣命止 講義云上に擧る如き御守オモも悉く君臣は
間に係れる國家の大事なるを此神の大宮の内ウチに塞サ坐マて
預り所知食す御靈に依まる故ハ大宮賣命と稱へ奉れる
あり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上イマノハ略しカりタと

あれば唯に君臣の間の事の如くなまじとも此詞に神等乃
伊須呂許比阿禮比坐と言直し和し坐とあれば神と君と
の御中をも和したまふなりけり云々

○

御門祭 考云四時祭式に四面御門祭十二月御川水祭同上

の左に右四面祭、御門巫、御川水祭、座摩巫各行事と見ゆ夏
ハ六月ハ式に漏たり○講義云四門祭式に云々と見ゆた
るは此御門神は四面御門に齋く所。座摩神は御川水に在
す所也と雖常には神祇官西院に齋かき御座て祈年月次
新嘗等は其所にして祭らるゝ所なると六月十二月兩度
然るべき日にその守護り坐す四面御門につき御川水に
付て祭らるゝ其幣物也こと齋部氏の仕奉る御門祭の料

ならむと思ふは非ずそハ祝詞の首に凡祭祀祝詞者御殿
御門等祭齋部氏祝詞と見ゆたると少くも拘る状ならぬ
ハ別なる故也思ひ混ふべからず齋部氏の行ふ御門祭
ハ大殿祭に構行はるゝ事下に云るが如く因に云御川水
祭は神祇官西院坐廿三座の中なる座摩巫祭神五座とあ
る此神等を云なりさるば右の幣物の具數を以稜るに御
門神ハ八柱ある故に凡そ八數あり御門神の例を刻みて
見るに座摩巫の行事に御川水神の料は凡て五數なるを
其祭神にて五柱あるが故なると是以御門神御川水神等の
常は御門御溝カハミの所に在て守護まし神祇官にて祭らせ給
ふ所は即ち其靈と齋りせ給ふ所なると知るべし○今按
に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にはさ

しも用あるにもあらぬと煩しく擧げたるなり○講義云
祝詞式に此詞をかく別條に出されたりと雖その式も大
殿祭に隸て共に行はる、ことにて眞に其詞別の如く
ある也その古語拾遺に殿祭門祭者元太玉命供奉之儀と
あるに上に云る如く同書岩戸に天照大神を新殿に遷し
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱今、斯利久廻懸其
殿令大宮賣神侍於御前令豐岩間戸命檮岩間戸命二神守
衛殿門とある時に供奉られし事にて皇孫命の初國知食
し高千穗にて定りつる神事と見たり但守衛殿門とあ
るに深く心ありて記されたる物にて常に宮門など云
とは異にて御殿と御門とを完衛給ふとの事ありさるは
大宮女神の御殿の内なるに御門神のそと守護り坐とす

るえ如何いき状なれど猶委しく見るに令大宮賣神侍於
御前とあると大殿祭の詞別と合考るに大宮賣神を專
らとは其大殿の内に坐て君臣の間の事を守らせ給ふを
御徳とし給ひ御門神は御門ハ云も更也御殿にもあれ人
の往來出入ある戸口と守衛たまふ神にませば守衛殿門
とえ聞へたる事ありけり云々此詞の大殿祭に付きてう
の詞別の文あるも又謂ある古傳ならずやさるえ屋船命
と申すは御殿の更なる御門にも何にも木を以造り草を
以て覆ひて屋根とせる所は悉くこの神の恩賴に依る所
なるか其内に在る所の物事大宮女神此と防護りその
戸外に在る物事は御門神此を守衛給ふが故に彼此相分
るが如くなれども共に屋内にして在る事なきは眞に屋

船神に屬てぞ祭らるべき事なりける拾遺神武天皇段に
天富命云々殿祭云々次祭宮門今云上に出とあるも別々
に行はまし状なれど能見きを次に引續けて行はるゝな
り云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御
門云々とあるハ殊に亮々なる者なりさるハ殿祭門祭と
いへば異ならむにハ宮内省奏詞にも件を別けて云は
て聞にぬぬたを將供奉御殿祭而中臣忌部候御門と
云るハ御門祭ハ御殿の中に在て行はるゝ故也云々貞
觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式を別に載られ
ざるハ大殿祭の中に在るを以てなり祝詞式の首に御殿
御門等祭者忌部祝詞とあまは其頃著明き祭祀なる何
れを見ても幣物ハ更也其式とだに記されざるに疑をつ

けて考ふべき事ならざや然ると加茂翁の考に四時祭式
に云々命云上に出せれ是ハ巫を神主とし忌部は祝詞
讀む奉幣は本より也と云をつれども委しうらざそハ四
面御門祭ハ其巫ありて常に仕奉るゝと以祭らしめ給ふ
るまを忌部のもとより預る所ならざ且御川水祭と並べ
行ハるゝも大殿祭とハ別ある故なと云々四時祭式大
殿祭の條よ云々その祝詞は忌部向巽微聲申祝詞とある
其中にあるべしそハ此御門神も大宮女命と共に鎮座す
所神祇官西院なまは其方を指て巽にハ向へるなり且御
門神には玉の用なき故に祝詞にハ記さざ散米酒のみ
なと幣物を進ること無し云々榊岩牖豊岩牖と申す事と
と有て上に大宮女命止御名乎白事波とあると同一く

て考に此、上に今少く言の有らぬは無に是のみかゝるは若落丸るかど云れたる如くみる彼いひいらぬ味にて大殿祭の詞別と相並べる故なり

櫛磐牖豐磐牖命止 考云奇磐眞門ちふ言に櫛云々の字と借たて○今按に古事記に天之石門別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門並是太玉と見へれり猶祈年祭御門巫祭神の下よ云へて○講義云こは大殿祭の詞別に大宮賣命止御命乎申事波皇孫命乃同殿能内爾塞坐とあるに對せる文あり然れば上に詞別白久は此詞に係れること決きものなり云々御名乎申事波と云るはもとよりの御名にあらざ其守衛たまふ事に就て稱

たる所なるが故に上旬の上より云々神を云々と御名を申す事とある意也とは櫛岩窓豐岩窓神を本名天石戸別神あるを御門を守り給ふ由を以て然稱へたる事の本を表す故に如此は云るなり

四方内外御門 後釋云内重中重外重と兼て云なり考に内と中重乃諸門と云れたるはいりぐ如湯津磐村久 考云多くの群磐ちふ事也材は群の意 疎備荒備來武 考云神皇祖の御言向に從はずして御孫命を疎む也云々

天能麻我都比登云神 考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神訓禍云摩賀下倣之次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝに

此神をいふ○今按に天能は天上之の義にて天上に坐す
禍津日神と云ふなり常に天之某神と申す天のとハ聊カ
異なるべし御門祭の元は上に記せる如く天照大御神の
天岩窟より出まゝして新殿に還坐し、時に御門神に殿門
と守らゝりたりとあるに起れるを此岩窟隱を惡事はも
禍津日神は御荒ふ事起りつるなきは即ち其天上なる
禍津日神の禍言の再び起らざらむ爲に如此云ひて御門
神に祈白せる遠は神代の語の傳はり來しものなりけり
此を思ふにも此詞どもの最古く貴き由を辨ふべし
言武惡事 講義云爲武と云べきに似ぬりと雖行は事にて
事の用ハ言なれば必だるく云べし○後釋云麻賀とハ諸
の凶事惡事を云へは惡事と書る當まり考に惡事と書る

は却て遠く枉事と書て直ならぬ事也と云れたるは中々
に狭く
相麻自許利 考云この麻自尤蠱物厭みどのもじの類み
ら爰に云は今人の目まじくり口まじくりといふ是也次
の道饗祭は根國底國利與 鹿備疎備來物爾相率相口會事無
久と有もまじくりて率る意もて率やハ書しもの故に彼
をもこゝをもて相まじくりと訓べし○後釋云神代紀よ
當遭害とありまじなはる、なり○今按に交雜ハカどの類
も其本は同言なるべし
相口會事無久 後釋云相口會ハカの惡言を諾ふといふ
さてその惡言を諾なふぞとなはち交こるなきは交りて
と云意に見るべし麻自許利と口會と三に尤あらず扱を

波百官人等の事あるを此ハ其神の守り坐て然ること勿
らゝめ給ふ故に賜事無久と云るあり賜は此神に係れる
言なり然まば會は阿閉と訓べし阿閉は考に云れたる如
く阿波世の約りたるにて令會の意なきば也○講義云麻
自許利は悪行ニ黨る、故云む相口會ハ惡意に與するを
いふなり

自上往波云々 講義云正しきも邪れるも神は甚奇く靈く
きものにて虚空ハ更なり地下と雖潜り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あるとなり

待防掃却 考云万葉に不奉仕國乎掃除等とあり同事を卷
二十に麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却是退逐あり○今按に掃を考にハキとよみ後釋には

ラヒと訓り考説の如く同事なれば何にてもあるべき中
に爰は猶ハラヒと云ふ方まされり○後釋云掃却は禍津
日神の來るを掃ひ遣るなり

言排坐豆 後釋云言排は其惡言と云て人を交らむとする
を此御門神の言退て交こらしめざるなり排字ハ如何
むべきにか慥におもひ得ねど字書み推也とも斥也とも
注しぬれば會氣と訓つ考にことひらきと訓れたれどい
ふ○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々會伎
は會久と休言にいへるにて會久とは離放る意なりとい
はれたるその義にて此の排もその惡言をとほく追放て
相口會はしめたまえざるなり○御門神の然る惡神の幽
より虚空地下より大宮内に入りまゝして惡事をなすこ

ともあらむりと待儲て防き塞へ過め入らゝ先とまはざ
るハ元より百官人等と雖も疎ふる鬼に相交る相口會た
るハ禁闕に參來らざりしゆたまふ御守護の狀をいふな
り
參入罷出云々 講義云上の詞別にハ選所知志とありてり
れハ宮仕の人の善惡邪正揆えらび然るべうらぬ人と大
殿内に令待たまはざると云ふと同くこゝも然ふて御
門内に入るまじき惡人と塞きて入らゝめ給はざると云
ふなり
平長氣云々稱辭竟奉久白 講義云二神の名の櫛と豊とを
此にて尤反して稱へたさして此ハ上の詞別の結文も少
も違ふ所なく此文乃然對へるを以ても大殿祭詞ハ本文

にて上の大宮女命と此詞の二ハ共に屬たる詞分なるこ
と愈著きものあまかゝ 三卷終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人 東京府士族 久保季茲

原 版 人 全 平 田 胤 雄

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

